

武蔵野市立第一中学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の目的

いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることが極めて重要である。いじめを重大な人権侵害としてとらえ、いじめは人間として絶対に許されない、また、どこの学校でも、どの学年学級でも、どの子どもにも起こり得るという認識に立ち、いじめの防止及び早期発見に努め、その解決に向けて迅速かつ有効な対応を進めることは学校の責務である。

そこで、いじめの防止及び解決を図るための基本的事項を定め、いじめ問題に対して教職員・保護者・関係諸機関が相互に協力しながら生徒の健全育成を図り、生徒たちが「いじめは絶対にしてはいけない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指していくため、本校における「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第二条より）

3 いじめ防止に向けた取組

（１）未然防止・早期発見

いじめの未然防止・早期発見のために、本校教職員は、常に生徒の学校生活に関わる様々な情報を意図的・計画的に収集し、それらを共有する。併せて、全生徒が安心して生活できる学校の雰囲気づくりや規範意識の醸成を目指した指導の徹底を図る。

また、保護者に対しては、法令に定められた保護者の責務について周知・徹底を図るとともに、啓発活動を継続的に行う。

生徒指導に当たっては、特に次の観点を重視する。

- ・ 人権尊重の教育の推進
- ・ 学級、学年、部活動等での望ましい仲間づくりの推進
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 生活状況調査やいじめアンケートの実施を含む年間計画に基づいた指導
- ・ 日常的な生徒情報交換の実施
- ・ 生徒会活動を通じた自主的な取組の促進
- ・ いじめ防止に特化した校内研修の実施

(2) インターネットによるいじめへの対策

インターネットによるいじめは、学校で把握することが困難であるばかりでなく、一度発生すると事態の広域化・複雑化・長期化が懸念される。そのため、セーフティ教室等を活用して生徒指導に当たるとともに、家庭との十分な連携を図りながら、対応する。

- ・情報モラル教育の充実
- ・SNSへのアクセスおよび書き込み等についての指導
- ・保護者会や教育相談を活用した保護者への啓発活動

4 いじめ発生時の対応

(1) 初期対応

- ・いじめが予見または認知された場合は、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ・事実確認を確実にし、常に被害生徒の立場に立った対応を心掛ける。また、加害生徒の人権にも十分配慮するものとする。
- ・学校全体の組織的な対応及び保護者との連携強化により、早期解決を図る。

(2) 中・長期的対応

いじめ問題を当該生徒間のみの問題にとらえず、学校全体の人権課題にとらえた指導を展開する。学校における教育活動のあらゆる場面で、人権尊重の精神を基盤とした指導の徹底を図る。

また、生徒が安心して相談できる環境構築のため、学級担任はもとより、全教職員が常に相談窓口であることを自覚し実践するとともに、日常的にスクールカウンセラー等の専門家の活用を図っていく。

- ・生徒及び保護者との信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ・三者面談やアンケート等の実施を通じて、教育相談の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ・学年や学級の枠を越えた全校的な協力体制を確立する。
- ・部活動顧問教諭を交えた協力体制を確立する。

5 いじめ防止対策委員会の設置について

いじめの未然防止・早期発見・再発防止等に取り組むことを目的として、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、市派遣相談員、その他校長が必要と認めた者

（２）所掌事項

- ・ いじめ防止及び早期発見のための取組の企画・推進
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめ事案に対しての組織的な取組の推進
- ・ いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担
- ・ いじめを受けた生徒、保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った生徒、保護者に対する指導及び措置の検討
- ・ 関係機関への報告・連絡・相談

６ 重大事態への対処

（１）発生時の報告

重大事態と判断される案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

（２）調査・報告

いじめ防止対策委員会を核として、直ちに対処し、調査を行う。また、その調査結果を教育委員会に報告する。

（３）生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に報告する。

（４）当該生徒への措置

状況に応じて、当該生徒に法令に基づく懲戒を加え、必要に応じて出席停止を命ずるものとする。

７ 附則

本基本方針は、平成２６年４月１日から施行する。

【別紙】

年間計画

月	内容
4月	生徒理解・情報共有 新入生との面談（校長、SC）
5月	職員会議での共通理解
6月	第1回ふれあい月間（いじめアンケート・生活状況調査）↓
7月	教育相談週間
9月	いじめ防止月間
10月	
11月	第2回ふれあい月間（いじめアンケート・生活状況調査）
12月	教育相談週間
1月	生活状況調査の総括
2月	第3回ふれあい月間（いじめアンケート）
3月	